

## 資料 3

---

地域包括支援センター運営業務の  
評価方法について

## 地域包括支援センター運営業務の評価方法について

第2回の運営協議会で、包括支援センターとのヒアリング後に、総合評価（案）の作成に向けた意見交換を実施する旨の説明をしましたが、感染症対策により会議時間を短縮し、会議の効率化を図るため、当該意見交換については、書面で実施いたします。

つきましては、ヒアリングの内容を踏まえた総合評価の作成に向けた意見等について、別紙「意見書」に意見等を御記入の上、郵送、ファックス又はEメールにより、令和5年2月28日（火）までに御提出をお願いいたします。

### 1 意見書の記入方法について

#### (1) ヒアリング共通質問に係る意見等

「自立支援の視点に基づく、介護予防ケアマネジメント（介護予防支援を含む）を実践し、要支援者の状態改善につなげているか。」という共通質問に対して、各センターの自己評価票の1ページ目にそれぞれの回答が記載されていますので、その内容を御確認の上、意見書に意見等を御記入ください。

【令和4年度 ヒアリング共通質問】	
自立支援の視点に基づく、介護予防ケアマネジメント（介護予防支援を含む）を実践し、要支援者の状態改善につなげているか。	
【 取組方法 】	
【 取組成果 】	
① センターで担当した利用者のうち、生活課題の解決につながった者の割合 （具体的な生活目標を設定し、当該目標を達成した者の割合）	_____ %
② ①のうち、サービス利用を終了した者の割合	_____ %
③ 要介護状態の維持・改善につながった利用者の割合 要介護認定の更新を行った者のうち、	
A 要介護度が軽度化した者の割合	_____ %
B 要介護度を維持した者の割合	_____ %
※ すべて令和4年4月1日から令和4年11月30日までの内容で記載してください。	
※ 参考 令和4年4月～9月に認定の更新を行った要支援者の更新結果（市内全域） 軽度化 5.6% 維持 67.5%	

(2) 項目別評価（各センターの自己評価）に係る意見等

各センターの自己評価票のうち、項目別に五段階評価等が記載された内容を確認の上、次のア～ウについて、それぞれ意見等を御記入ください。

ア 基本項目 ①地域包括支援センター運営体制、④総合相談支援業務

イ ヒアリング必須項目 資料2の右欄参照（2項目）

ウ アイ以外の項目で、グループでヒアリングを行った項目

【項目】

- ① 地域包括支援センター運営体制 → 基本項目
- ② 第1号介護予防支援事業に係る業務
- ③ 一般介護予防事業に係る業務
- ④ 総合相談支援業務 → 基本項目
- ⑤ 権利擁護業務
- ⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ⑦ 認知症総合支援事業に係る業務
- ⑧ 地域ケア会議開催業務

※ ①と④の項目は、センターの業務の中でも基本的な業務となるため、ここでは”基本項目”としています。

【評価の目安】
5 ～ かなりできている    4 ～ ある程度できている    3 ～ どちらともいえない    2 ～ あまりできていない    1 ～ できていない

1 地域包括支援センター運営体制		自己評価の視点	自己評価	
評価項目	評価基準		今回	前回
(1) センターの職務及び職員 の姿勢	職員がセンターは中立・公正でなければならないことを理解している。	・職務における誠実な姿勢 ・公益性の視点		5
	職員は、「第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「旭川市地域包括支援センター運営方針」、「旭川市地域包括支援センター運営要綱」、「旭川市地域包括支援センター運営業務仕様書」、その他関係法令等を理解している。	・計画、方針、要綱、仕様書、 運営マニュアル等の共通理解 ・共有化の方法 ・運営方針の内容に沿った事業計画の策定		5
	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。(新規)	・業務に関する方針、実地調査等による指摘などへの対応状況		—

(3) 各センターへの個別評価

第3回旭川市地域包括支援センター運営協議会でのヒアリングを踏まえて、ヒアリングで担当されたそれぞれのセンターに対して、今後の業務の質の向上に向けた助言や提言などを御記入ください。(担当された全てのセンター)

## 2 総合評価の作成について

御提出いただいた御意見を基に、共通質問及び各項目に係る総合評価（案）を事務局にて作成いたします。

作成した総合評価（案）は、郵送により委員の皆様にご確認いただいた後、各センターに配付いたします。

## 3 評価に当たっての留意事項

### 地域包括支援センター運営協議会の役割

「地域包括支援センター運営マニュアル 3訂」

（令和4年4月一般財団法人長寿社会開発センター発行）一部抜粋

運営協議会と包括センターは、公正・中立の面に関しては両者のおかれた立場は異なりますが、その一方、適切な運営という面では、両者は地域包括ケアの推進に向けて協力し、協働する関係にあるといえます。

したがって、適切な運営面に関する「評価」では、支援的かつ協働的であることが望まれます。つまり、包括センターがどのような目標をもって業務に取り組み、どのような成果を得たか、あるいはどのような課題が残されたかを、互いに協力して明らかにしていくことが重要です。

そして評価結果を次年度の事業に反映したり、よい取り組みを他の包括センターにも拡大したり、包括センターに対する必要な支援を提言および実施したりすることが期待されます。

### 【 留意事項 】

評価に当たっては、上記の運営協議会の役割を踏まえ、効果的、効率的な活動のための意見を御記入くださるようお願いいたします。

## 4 その他

資料4「旭川市地域包括支援センター運營業務自己評価票」（1ページ目又は2ページ目）における令和4年度ヒアリング意見交換につきましては、令和5年度に開催する旭川市地域包括支援センター運営協議会や旭川市地域包括支援センター連絡会議を通して実施いたしますので、御了承ください。

2月28日(火)までにFAX(29-6404)等で返信をお願いします。

## 意見書

### 【令和4年度第3回旭川市地域包括支援センター運営協議会】

旭川市地域包括支援センター運営協議会

---

審議事項 令和4年度 地域包括支援センター運營業務評価について

(1) ヒアリング共通質問に係る意見等

#### 【センターへの質問内容】

自立支援の視点に基づく、介護予防ケアマネジメント(介護予防支援を含む)を実践し、要支援者の状態改善につなげているか。

#### 【センターの回答】

資料4 各センターの自己評価票の1ページ目に記載

#### 【運営協議会委員の評価】

センターの回答について、第3回旭川市地域包括支援センター運営協議会でのヒアリングを踏まえて、今後の業務の質の向上に向けた助言や提言などを御記入ください。

#### 【意見等】

(2) 項目別評価（各センターの自己評価）に係る意見等

【各センターにおける自己評価】

資料4 各センターの自己評価票の各項目別評価（5段階等）

【業務番号】（資料4では、大きく8つの項目に分類し、各評価項目について自己評価をしています。）

- ① 地域包括支援センター運営体制    ② 第1号介護予防支援事業に係る業務  
③ 一般介護予防事業に係る業務    ④ 総合相談支援業務  
⑤ 権利擁護業務    ⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務  
⑦ 認知症総合支援事業に係る業務    ⑧ 地域ケア会議開催業務

【運営協議会委員の評価】

第3回旭川市地域包括支援センター運営協議会でのヒアリングを踏まえて、  
今後の業務の質の向上に向けた助言や提言などを御記入ください。

【基本項目】

(業務番号) : ① 地域包括支援センター運営体制

(意見等)

(業務番号) : ④ 総合相談支援業務

(意見等)

**【ヒアリング必須項目】**

(業務番号) : \_\_\_\_\_

(意見等)

(業務番号) : \_\_\_\_\_

(意見等)

**【その他の項目】**

(業務番号) : \_\_\_\_\_

(意見等)

(業務番号) : \_\_\_\_\_

(意見等)

(3) 各包括支援センターへの意見等

【各包括支援センターへの個別評価について】

第3回旭川市地域包括支援センター運営協議会でのヒアリングを踏まえて、ヒアリングで担当したそれぞれのセンターに対して、今後の業務の質の向上に向けた助言や提言などを御記入ください。(担当した全てのセンターについて)

(担当包括) : \_\_\_\_\_

(意見)

(担当包括) : \_\_\_\_\_

(意見)

(担当包括) : \_\_\_\_\_

(意見)